

1 本県の環境行政組織（平成16年4月1日現在）

(1) 環境局関連

区分	課(室)名等	グループ等	主 な 業 務
本 庁 (県 民 環 境 部 環 境 局)	環境企画課	総務担当	○環境マネジメントシステムの推進 ○地球温暖化対策推進法、グリーン購入法、フロン回収破壊法の施行 ○省資源・省エネルギー対策の推進
		環境啓発担当	○環境教育・啓発の推進 ○循環型社会形成の推進
		循環経済推進担当	○特定家庭用機器再商品化法など循環型社会関連法の広報・啓発 ○ゼロエミッション構想の推進
	環境首都推進室	地球環境担当	○環境施策の総合調整 ○県環境基本条例の推進 ○県環境基本計画の推進 ○県率先行動計画の推進 ○環境審議会の運営 ○環境対策推進本部の運営 ○保健環境センターに関すること
		地域環境担当	○地球環境保全対策の推進 ○環境首都とくしま憲章に関すること ○とくしま環境科学機構に関すること ○とくしま地球環境ビジョンに関すること ○徳島県生活環境保全条例に関すること
自然共生室	いきものふれあい担当 自然公園担当	○自然環境保全に係る普及啓発の推進 ○鳥獣保護法の施行 ○環境審議会（自然環境部会、鳥獣部会）の運営 ○自然公園法、自然環境保全法の施行 ○県立自然公園条例、県自然環境保全条例の推進 ○自然公園・県自然環境保全地域の指定及び計画 ○自然公園の整備及び維持管理	
廃棄物対策課	産業廃棄物担当 指導担当 高度広域推進チーム	○産業廃棄物処理施設の設置許可 ○産業廃棄物処理業の許可 ○（社）徳島県産業廃棄物処理協会の指導 ○産業廃棄物不適正処理の監視 ○不法投棄対策連絡協議会の運営 ○不法処理防止連絡協議会の運営 ○徳島県廃棄物処理計画の推進 ○ごみ処理広域計画の推進 ○浄化槽法、容器包装リサイクル法、PCB特別措置法、下水道法（終末処理場の維持管理に関することに限る）の施行 ○一般廃棄物処理施設設置許可	
環境管理課	企画調査担当 大気担当 水質・土壌担当 環境影響担当	○PRTR法、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法、環境影響評価法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、公害紛争処理法、公害防止条例、環境影響評価条例の施行 ○環境審議会（生活環境部会）の運営 ○公害防止協定の締結及び施行 ○有害化学物質対策の推進 ○発生源の監視及び指導 ○生活排水対策の推進 ○土壌・地下水・湖沼の環境保全の推進 ○環境影響評価審査会の運営 ○環境保全施設整備等資金貸付制度の運営	
出 先 機 関	保健環境センター	総務企画担当 保健科学担当 衛生科学担当 大気環境担当 水質環境担当	○保健・環境に関する情報収集・提供 ○環境教育等環境問題の普及・啓発 ○水道・廃棄物に関する調査研究 ○大気発生源、大気汚染物質に関する調査研究 ○酸性雨に関する調査研究 ○大気汚染状況、発生源の監視、テレメーターシステム ○騒音・振動、放射能に関する調査研究 ○水質汚濁発生源、公共用水域、海域に関する測定及び調査研究 ○水質汚濁に関する影響調査 ○地下水に関する調査研究 ○大気・水質・土壌の有害物質に関する調査研究 ○悪臭に関する調査研究

参考資料

(2) その他の環境保全関連部局

部局名	課(室)名等	主な環境保全関連業務
保健福祉部	保健所	○環境保全・公害対策一般
		○公害防止対策の推進
○廃棄物処理の推進		
○浄化槽事業の推進		
○水質汚濁防止法の施行		
生活衛生課		○県公害防止条例(水関係)の施行
		○徳島県水道水質管理計画の推進
商工労働部	商工政策課	○地域新エネルギー対策の企画及び調整 ○省エネ・リサイクル資金貸付
	産業振興課	○大規模小売店舗立地法に基づく大型店の指導 ○工場立地法に基づく工場緑化の推進 ○地域環境との調和、地域社会の貢献等に特に配慮した工場建設に対する助成
農林水産部	森林林業総合調整チーム	○森林整備の推進 ○森林保護の推進
	農林水産政策課	○農業振興地域の整備に関する法律による優良農用地の確保
		○農地法による農地転用の制限
	農林事務所	○自然公園法、鳥獣保護法の施行
		○環境緑化の推進
	農業経営課	○環境にやさしい農業の推進
		○肥料の需給調整及び検査取締の実施
		○農用地の土壌の汚染防止
		○持続性の高い農業生産方式の導入の促進
		○農薬安全使用対策の推進
	畜産課	○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進
		○畜産環境施設整備の推進
	林業振興課	○森林及び林業に関する総合的な企画及び調整
		○森林計画の推進
		○県民参加の森づくり
	水産課	○漁業集落排水対策の推進
		○漁場環境保全の推進
	農山村整備課	○農業集落排水対策の推進
		○里地棚田保全整備事業の推進
○地域環境整備事業の推進		
○田園空間整備事業の推進		
○中山間地域総合整備事業の推進		
○集落環境整備事業の推進		
○自然共生・環境創造支援調査事業の推進		
○徳島県田園環境検討委員会の運営		
農地整備課	○地域用水環境整備事業の推進	
	○海岸環境整備事業の推進	
	○自然との共生の農村づくり事業	
森林整備課	○森林整備の推進	
	○林業集落排水対策の推進	
	○森林の保全	
県土整備部	河川総合調整チーム	○ダム下流の水環境の改善(河川維持流量の確保)
		○ダム湖の水質保全の推進
	道路計画チーム	○道路交通網の整備促進・放射環状道路の整備
		○都市交通マスタープランの策定
	建設管理課	○環境に配慮した公共工事の推進
		○建設副産物の循環利用の促進
	用地対策課	○徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画の管理及び策定
		○土地取引の届け出による土地利用目的の審査
		○大規模な土地開発行為に対する指導
	交通政策課	○交通需要マネジメントの推進(公共交通機関の利用促進及び時差通勤の導入啓発)
○低騒音舗装などによる騒音対策の推進		
道路保全課	○自転車歩行者道等の整備による自動車排気ガスの抑制	
	○透水性舗装による地下水の涵養	
道路建設課	○放射環状道路の整備による渋滞対策の推進	
	○電線類地中化などによる安全で快適な都市景観の整備	

部局名	課(室)名等	主な環境保全関連業務
県土整備部	道路建設課	○透水性舗装による地下水の涵養
	都市計画課	○都市公園の計画的整備の推進
		○緑化推進事業
		○風致地区の指定
		○屋外広告物の規制等の実施
	河川課	○多自然型川づくりの推進
		○河川における水環境の改善
	下水環境課	○旧吉野川流域下水道建設事業の実施
		○公共下水道の整備促進
○汚水処理施設整備の総合調整		
営繕課	○公共建築物における低環境負荷技術の採用の推進	
港湾課	○海岸浸食、高潮等による被害を低減するとともに、自然環境や利用に配慮した白砂青松の海岸づくりの実施	
空港地域整備課	○粟津港(松茂地区)における港湾環境整備事業(廃棄物護岸)の実施	
	○海浜公園及び人工海浜の整備	
港湾開発課	○港湾活動に伴う騒音等を防ぐ緩衝機能を有し、又、港湾就労者や地域住民が集い、スポーツ等を楽しめる緑地の整備(和田島緑地)	
企業局	電力課	○風力発電の実証実験事業の実施
教育委員会	学校教育課	○学校における環境教育の推進
	文化財課	○文化財保護の推進

2 審議会等委員名簿

(1) 徳島県環境審議会委員（平成16年8月1日現在）

○(1号委員：環境の保全に関し学識経験のある者)

氏名	職名	環境政策	生活環境	自然環境	鳥獣	温泉	備考
井口 利枝子	とくしま自然観察の会世話人			○	○		
池田 早苗	徳島文理大学教授	○					
池田 隆行	とくしま地球環境倶楽部	○	○				
石田 方子	(社)徳島県薬剤師会常務理事		○				
岩井 博	徳島市立昭和小学校長	○		○			
岩崎 正夫	徳島大学名誉教授					◎	
植田 和俊	(社)徳島新聞社理事編集局長			○			
檜本 幸実	公募(専門技術者)	○					
鎌田 磨人	徳島大学工学部助教授	○		○	●		
喜多 知子	徳島文理大学教授		○				
際田 弘志	徳島大学薬学部教授		◎			○	
近藤 光男	徳島大学大学院教授	◎	○				
近藤 真紀	四国大学教授	○	○				
桜井 えつ	(社)徳島県医師会常任理事	○	○				
佐藤 征弥	徳島大学総合科学部助教授			○	○		
篠崎 佐千代	とくしまフォレストレディの会副会長			○	○		
住村 裕子	徳島県漁協婦人部連合会会長		○	○	○		
竹内 久	徳島県獣医師会会長	○			○		
近森 憲助	鳴門教育大学助教授	○	○		○		
津川 なち子	環境カウンセラー		○				
寺戸 恒夫	阿南工業高等専門学校名誉教授			○		○	
唐渡 義伯	徳島県農業青年クラブ連合協議会副会長	○		○			
中 央子	特定非営利活動法人 徳島県消費者協会常務理事		○				
中村 英雄	特定非営利活動法人 新町川を守る会理事長	○					
沼子 千弥	徳島大学総合科学部講師			○		○	
濱口 靖徳	(社)徳島県猟友会副会長				○		
平山 晃千	(社)徳島県建設業協会会長		○				
藤岡 幹恭	徳島文理大学総合政策学部長	●					副会長
藤田 眞寛	木頭森林組合代表理事組合長			○	○		
藤村 知己	姫路獨協大学大学院教授	○		●		○	副会長
松橋 利江	公募(主婦)	○					
三好 保	徳島大学名誉教授		●	○		●	会長
本仲 純子	徳島大学工学部教授		○	◎			
本久 ミドリ	徳島市商工会議所女性部会長		○	○			
森 逸子	日本野鳥の会徳島県支部役員	○		○	○		
山城 弘司	(社)徳島県産業廃棄物処理協会会長		○				
山根 和美	連合徳島女性委員会委員	○					
吉田 フクエ	J A 徳島女性組織協議会会長		○	○	○		

(2号委員：市町村長又はその指名する職員)

氏名	職名	政策	生活	自然	鳥獣	温泉	備考
島田 泰子	阿南市助役(県市長会)	○	○	○	○	○	
安友 清	阿波町長(県町村会会長)	○	○	○	○	○	

人数	40名	19	19	19	13	8	
----	-----	----	----	----	----	---	--

●印：部会長 ◎印：部会長代理

※ 鳥獣部会の職務代理者は、委員改選後に部会が未開催のため未定となっています。

(2) 徳島県環境影響評価審査会委員 (平成16年12月31日)

(50音順)

氏名	職名
青葉 暢子	鳴門教育大学学校教育学部助教授
井上 雅夫	元関西大学工学部教授
大林 延夫	愛媛大学農学部教授
大松 繁	大阪府立大学大学院工学研究科教授
岡村 收	高知大学名誉教授
加茂 重良	元徳島市立動物園長
喜多 三佳	四国大学経営情報学部講師
北村 壽朗	徳島文理大学人間生活学部教授
上月 康則	徳島大学大学院工学研究科助教授
小松 君代	四国大学経営情報学部助教授
坂根 隆治	元伊丹市昆虫館副館長
佐藤 征弥	徳島大学総合科学部助教授
田淵 桂子	(社)日本建築士会連合会女性委員
沼子 千弥	徳島大学総合科学部講師
真山 眞理	四国大学生活科学部教授
三好 保	徳島大学名誉教授
本仲 純子	徳島大学工学部教授
森本 康滋	徳島県自然保護協会会長
山内 あい子	徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部助教授
山中 英生	徳島大学工学部教授

3 市町村の環境対策担当課一覧

市町村名	区分	担当課(室)	電話番号	市町村名	区分	担当課(室)	電話番号
徳島市		環境保全課	088-621-5213	宍喰町		住民環境課	0884-76-1516
鳴門市		環境政策課	088-684-1141	松茂町		産業環境課	088-699-8714
小松島市		環境対策課	08853-2-3870	北島町		生活産業課	088-698-9806
阿南市		環境保全課	0884-22-3413	藍住町		生活環境課	088-637-3116
吉野川市		環境衛生課	0883-22-2230	板野町		環境生活課	088-672-5987
美馬市		環境・下水道課	0883-52-8030	上板町		環境保全課	088-694-6813
勝浦町		住民課	08854-2-1501	吉野町		環境保全課	088-696-3974
上勝町		まちづくり推進課	08854-6-0111	土成町		政策調整課	088-695-2364
佐那河内村		産業環境課	088-679-2114	市場町		保健環境課	0883-36-6812
石井町		保健環境課	088-674-7511	阿波町		保健環境課	0883-35-7805
神山町		住民課	088-676-1113	つるぎ町		環境課	0883-62-3112
那賀川町		建設環境課	0884-42-3405	三野町		厚生課	0883-77-4803
羽ノ浦町		建設環境課	0884-44-1016	三好町		環境課	0883-79-5340
那賀町		環境課	0884-62-1121	池田町		環境保全課	0883-72-3436
由岐町		産業建設課	0884-78-2213	山城町		環境課	0883-86-1137
日和佐町		住民福祉課	0884-77-3613	井川町		環境室	0883-78-5012
牟岐町		住民課	0884-72-3414	三加茂町		環境課	0883-82-6323
海南町		保健福祉課	0884-73-4154	東祖谷山村		厚生課	0883-88-2213
海部町		環境整備課	0884-73-4315	西祖谷山村		住民福祉課	0883-87-2273

参考資料

4 公害防止協定等締結事業場一覧

(1) 県関係

(平成16年12月31日現在)

県及び市町村	協定の当事者		協定締結年月日	改廃等
	企業名	工場の所在地		
県 阿南市	四国電力(株)	阿南市橘町	S46.12.11	S50.10.27廃止
			S50.10.27	S53.5.30改定 S55.3.31改定 S57.11.30改定 H7.2.8改定
	四国電源開発(株)	〃	H7.2.8	
	日本電工(株)	〃	S46.3.27	S47.12.15廃止
			S47.12.15	S50.12.10廃止
			S50.12.10	
	王子製紙(株) 王子ネピア(株)	阿南市豊益町	S48.10.26	S53.5.30改定 S58.3.31改定 H3.12.27改定
H5.9.20			H8.3.21改定 H15.5.20廃止	
H15.5.21			H16.3.9改定	
県 徳島市 北島町	東邦テナックス(株)	板野郡北島町	S49.12.6	H1.5.20改定 H16.8.16廃止
			H16.8.17	
	東亜合成(株)	徳島市川内町	〃	H3.10.1改定 H9.10.20改定
			〃	H14.9.1廃止
日清紡績(株)	〃	H14.9.1		
県 徳島市	大塚化学(株) 大塚食品(株)	〃	S49.12.6	H2.4.10改定 H14.8.31廃止
			H14.9.1	
	大塚製薬(株)	〃	S49.12.6	S60.1.31改定
	大鵬薬品工業(株)	〃	〃	S62.12.10改定
	四国トーセロ(株)	徳島市応神町	〃	
	新日本理化(株)	徳島市川内町	〃	
	四国化成工業(株) (吉成事業所)	徳島市応神町	〃	H10.3.26改定
S53.9.30			H7.5.15廃止	
徳島化製事業	徳島市不動本町	H7.5.15		
睦技研(株)	徳島市東沖洲	H8.3.29		
県 北島町	四国化成工業(株) (北島事業所)	板野郡北島町	S49.12.6	
県 鳴門市	(株)大塚製薬工場 大塚化学(株) 大塚食品(株)	鳴門市撫養町	S51.3.16	S53.12.5廃止
			S53.12.5	S61.11.1改定 H14.8.31廃止
			H14.9.1	
	鳴門塩業(株) (製塩工場)	〃	S52.3.3	S61.11.1改定
鳴門塩業(株) (化学工場)	〃	〃	〃	
県 小松島市	日本製紙(株) 日本製紙ケミカル(株) パルテック(株)	小松島市豊浦町	S51.4.17	H2.2.1改定 H5.4.1廃止
			H5.4.1	H9.12.1改定 H16.3.9廃止
			H16.3.10	
県 藍住町	光洋精工(株)	板野郡藍住町	S51.7.20	H1.1.24改定

(2) 市町村関係

市町村名	企 業 名	所 在 地	締結年月日	備 考
鳴 門 市	大 麻 採 石 (株)	鳴 門 市	S48. 4.11	覚 書
〃	イ タ ノ 冷 凍 (株)	〃	S48. 5.24	協 定 書
〃	四 国 化 工 機 (株)	〃	S48. 7.13	〃
〃	王 子 コ ン テ ナ (株) 徳 島 工 場	〃	H15. 5. 2	〃
〃	鳴 門 マ テ リ ア ル (株)	〃	H19.12.15	〃
〃	鳴 門 観 光 興 業 (株)	〃	H10. 5	〃
〃	(有) 大 村 工 業	〃	H10. 5.15	〃
〃	(株) 泉 製 作 所	〃	H11. 6.29	〃
〃	ナ イ ト ラ イ ド セ ミ コ ン ダ ク タ ー (株)	〃	H12.11. 9	〃
〃	(株) 常 永 マ リ ン	〃	H13. 2.15	〃
〃	(株) エ ヌ テ ッ ク	〃	H13. 3.26	〃
〃	(株) 鳴 門 の い も 屋	〃	H13. 3.27	〃
〃	(株) ア サ プ ロ サ イ エ ン ス	〃	H13. 5. 1	〃
〃	橋 野 鉄 工 所	〃	H15.10.16	〃
〃	(有) ナ カ エ ン ジ	〃	H16. 3.15	〃
〃	(有) 海 洋	〃	H16. 3.18	〃
小 松 島 市	住 友 林 業 ク レ ス ト (株) 小 松 島 事 業 所	小 松 島 市	S49.11. 1	〃
〃	ニ ホ ン フ ラ ッ シ ュ (株)	〃	〃	〃
〃	日 米 加 工 (株)	〃	S55. 3.11	〃
吉 野 川 市	(株) 大 真 空 第 1 工 場	吉 野 川 市	S59. 2.17	〃
〃	(株) 大 真 空 第 2 工 場	〃	S60. 5.22	〃
〃	日 新 デ ニ ム (株)	〃	S60. 6.22	〃
勝 浦 町	キ ン キ サ イ ン (株)	勝 浦 町	H11.10. 1	〃
神 山 町	(株) 大 和 合 金 製 作 所	神 山 町	S50. 9.10	〃
		〃	H 5.10. 1	〃
由 岐 町	四 国 電 力 (株)	阿 南 市	H 7. 3.29	確 約 書
〃	電 源 開 発 (株)	〃	〃	〃
日 和 佐 町	四 国 電 力 (株)	〃	H 7. 3.29	協 定 書
〃	電 源 開 発 (株)	〃	〃	〃
海 南 町	オ ン ダ ン 鶏 鳥 農 業 協 同 組 合	海 部 町	S61.11.10	〃
〃	(有) 谷 崎 重 機	〃	H 5. 2.22	〃
〃	南 国 石 産 (有)	〃	H 1. 2. 1	〃
〃	(有) 西 野 建 材	海 南 町	H10. 2.23	〃
海 部 町	(有) 谷 崎 重 機	海 部 町	S61.10.31	〃
〃	オ ン ダ ン 鶏 鳥 農 業 協 同 組 合	〃	〃	〃
〃	南 国 石 産 (有)	〃	H 1. 3.15	〃
宍 喰 町	(有) 小 松 大 太 郎 商 会	宍 喰 町	H 2. 8.14	〃
松 茂 町	下 板 自 動 車	松 茂 町	S48. 4.11	〃
〃	(株) 土 佐	〃	〃	〃
〃	鳴 門 化 学 産 業 (株)	〃	〃	〃
〃	松 茂 運 輸 (株)	〃	〃	〃
〃	(株) シェル 石 油 徳 島 販 売 所	〃	〃	〃
〃	一 二 モ ー タ ー ス (株)	〃	〃	〃
〃	満 穂 自 動 車 (株)	〃	〃	〃
〃	浜 田 飼 料 (株)	〃	〃	〃
〃	松 茂 農 業 協 同 組 合	〃	〃	〃
〃	松 茂 ホ ン ダ	〃	〃	〃
〃	賀 川 石 油	〃	〃	〃

参考資料

市町村名	企 業 名	所 在 地	締結年月日	備 考
松 茂 町	高 橋 自 動 車	〃	〃	〃
〃	(株) フ ジ モ ト	〃	〃	〃
〃	松 茂 石 油	〃	〃	〃
〃	富 士 ス レ ー ト (株)	〃	〃	〃
〃	徳 島 日 野 自 動 車 (株)	〃	〃	〃
〃	石 油 荷 役 (株) 高 松 店	〃	〃	〃
〃	日 本 石 油 (株) 大 阪 支 店	松 茂 町	S48. 4. 11	協 定 書
〃	丸 善 石 油 (株) 四 国 支 店	〃	〃	〃
〃	キ グ ナ ス 石 油 (株)	〃	〃	〃
〃	丸 善 商 事 (株)	〃	〃	〃
〃	出 光 興 産 (株)	〃	S48. 5. 9	〃
〃	徳 島 マ ル キ サ ー ビ ス (株)	〃	S49. 10. 9	〃
〃	徳 島 曹 達 (株)	〃	S54. 7. 10	〃
〃	ニ チ レ イ ロ ジ ス テ ィ ク ス	〃	〃	〃
〃	宇 部 興 産 (株)	〃	〃	〃
〃	(株) 三 日 市 鋼 管 製 造 所	〃	S56. 7. 1	〃
〃	共 栄 鉄 工 協 同 組 合	〃	S56. 10. 1	〃
〃	小 野 田 セ メ ン ト (株)	〃	〃	〃
〃	新 明 和 工 業 (株)	〃	S59. 12. 19	〃
〃	大 東 興 業 (株)	〃	S62. 1. 19	〃
〃	サ ン ス タ ー (株)	〃	S62. 1. 28	〃
〃	(株) マ ル ハ 物 産	〃	S63. 10. 12	〃
〃	三 洋 電 機 (株)	〃	〃	〃
〃	(株) 大 塚 製 薬 工 場	〃	H 2. 1. 8	〃
〃	ハ レ ル ヤ 製 菓 (株)	〃	H 3. 2. 7	〃
〃	東 洋 紙 業 (株)	〃	〃	〃
〃	(株) 大 阪 特 殊 鋼 管	〃	H 3. 3. 25	〃
〃	大 塚 化 学 (株)	〃	H 3. 12. 25	〃
〃	藤 田 商 事 (株)	〃	H10. 12. 9	〃
北 島 町	北 岡 建 設 (株)	北 島 町	S48. 6. 20	〃
〃	(株) 北 島 組	〃	〃	〃
〃	日 本 た ば こ 産 業 (株) 徳 島 工 場	鳴 門 市	S48. 9. 12	〃
〃	住 商 液 化 ガ ス (株)	北 島 町	S50. 3. 14	〃
〃	花 王 製 品 徳 島 販 売 (株)	〃	S55. 9. 2	〃
〃	(株) 三 恭 紙 器	〃	〃	〃
〃	(株) 板 久	〃	S55. 9. 3	〃
〃	福 山 通 運 (株)	〃	〃	〃
〃	富 士 ス レ ー ト (株)	〃	S55. 11. 21	〃
〃	森 正 工 芸 (株)	〃	S56. 3. 4	〃
〃	(株) 新 居 伝	〃	S57. 7. 2	〃
〃	(株) 田 伏 銘 木 家 具	〃	S61. 9. 22	〃
〃	(株) 岡 田 組	〃	S61. 9. 25	〃
〃	(株) 昭 和 銘 木	〃	S61. 9. 29	〃
〃	(株) 一 福	〃	H13. 5. 17	〃
板 野 町	協 和 金 属 (株)	板 野 町	H 1. 5. 15	〃
〃	(株) 三 ツ 星 電 気 製 作 所	〃	H 2. 2. 21	〃
〃	(株) ダ イ ロ ッ ク	〃	〃	〃

市町村名	企 業 名	所 在 地	締結年月日	備 考
板 野 町	富 士 フ ァ ニ チ ャ (株)	〃	H 2. 8.20	〃
〃	(株) ミ ル キ ー ウ ェ イ	〃	H 2. 3. 8	〃
〃	徳 島 産 業 (株)	〃	H 8. 8.27	〃
〃	大 塚 製 菓 (株) 徳 島 板 野 工 場	板 野 町	H 9. 6.24	協 定 書
〃	テ ッ ク 情 報 (株)	〃	H10. 6.30	〃
上 板 町	吉 野 木 工	上 板 町	S46. 3.12	〃
〃	(株) 南 海 ゴ ム 上 板 工 場	〃	S47. 5. 1	〃
〃	阿 讃 開 発	〃	S48. 8. 6	〃
〃	光 食 品 (株)	〃	H8.10.24	〃
土 成 町	板 野 西 部 畜 産 組 合	土 成 町	S59. 8.20	〃
〃	(株) 徳 島 住 建	〃	S60. 4.15	〃
市 場 町	成 井 農 村 (株)	市 場 町	H 4.10.21	〃
山 城 町	明 和 ク リ ー ン	山 城 町	H 8. 9.24	〃
〃	日 本 ゴ ル フ 振 興 (株)	〃	H 3. 2. 6	〃

(3) 住民団体

団 体 名	企 業 名	所 在 地	締結年月日	備 考
周 辺 住 民	(株) 廃棄物処理工場	徳 島 市	S46.10.11	協 定 書
〃	新 日 本 木 工 (株)	〃	S52. 6.13	覚 書
〃	鈴 江 養 鶏	〃	S56.12.23	約 定 書
南矢三町3丁目町内会	阿 波 製 紙 (株)	〃	S59. 9.21	契 約 書
東 野 町 内 会	(有) 藤 本 仏 壇 工 場	〃	S60. 9.10	念 書
周 辺 農 家	丸 山 重 一	〃	S61. 7.10	覚 書
入 田 町 内 連 合 会	協 同 組 合 テ ク ノ 月 の 宮	〃	H 1. 9.27	協 定 書
大津町備前島村総代	更 眞 自 動 車	鳴 門 市	S50. 3. 5	覚 書
木津土地改良区木津神地区 社会福祉協議会	徳 島 合 材 (株)	〃	S53. 3. 6	〃
〃	山 樋 石 材 (株)	〃	S53. 9.27	〃
大津町段関地区総代	仲 野 産 業 (株)	〃	S61. 7.15	〃
横 須 協 議 会	住 友 林 業 ク レ ス ト (株)	小 松 島 市	S48.12.10	〃
〃	ニ ホ ン フ ラ ッ シ ュ	〃	〃	〃
和田島漁業協働組合	小 松 島 市 外 3 町 村 衛 生 組 合	〃	S53.10.24	協 定
吉野川漁業協同 組合連合会	吉 野 川 市	吉 野 川 市	H 4. 10.1	協 定 書
渋 毛 東 支 部	(有) 野 田 製 作 所	土 成 町	H 4. 8.20	覚 書
白水公害防止対策委員会	(株) 鈴 江 組	市 場 町	H 1. 7.18	〃
日開谷地区環境保全 対策協議会	(株) 西 村 建 設	〃	H 1. 4.20	〃
ヤカエ用水組合	(有) 石 井 養 豚 セ ン タ ー	〃	H 3. 2.21	〃
北 岡 実 行 組	和 晃 建 設 (株)	阿 波 町	H62. 2.20	〃
環 境 を 守 る 会	エ コ シ ス テ ム ジ ャ パ ン (株)	三 好 町	H10. 9.18	協 定 書
周 辺 住 民	日 本 ゴ ル フ 振 興 (株)	山 城 町	H12.12.25	〃
〃	明 和 ク リ ー ン	〃	H12. 7.20	〃

5 環境基準一覧

(1) 大気の汚染に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第25号、昭和48年環境庁告示第35号改正、昭和53年環境庁告示第38号改正、昭和56年環境庁告示第47号改正、平成8年環境庁告示第73号改正、平成8年環境庁告示第74号、平成9年環境庁告示第4号、平成13年環境省告示第30号改正)

項目	基準値	備考
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれぞれ以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

評価方法

(1) 短期的評価(二酸化窒素を除く)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

ア 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号、平成5年環境庁告示第16号改正、平成7年環境庁告示第17号改正、平成10年環境庁告示第15号改正、平成11年環境庁告示第14号改正)

項目名	基準値	備考
カドミウム	0.01mg/l以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l以下	2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05mg/l以下	
砒素	0.01mg/l以下	3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
総水銀	0.0005mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
四塩化炭素	0.002mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	
シマジ	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
ふっ素	0.8mg/l以下	
ほう素	1mg/l以下	

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号、昭和49年環境庁告示第63号改正、昭和50年環境庁告示第3号改正、昭和57年環境庁告示第140号改正、昭和60年環境庁告示第29号改正、平成3年環境庁告示第78号改正、平成5年環境庁告示第16号改正、平成5年環境庁告示第65号改正、平成7年環境庁告示第17号改正、平成10年環境庁告示第15号改正、平成11年環境庁告示第14号改正)

(ア) 河川

a 河川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN /100ml以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	5,000MPN /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/1以上	-	
備考 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/1以上とする (湖沼もこれに準ずる)。							

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

参考資料

b 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上ある人工湖）

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1以下	1mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN/100ml以下	水域類型ごと に指定する水 域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1以下	5mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN/100 ml以下	
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1以下	15mg/1以下	5mg/1以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/1以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと	2mg/1以上	-	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1以下	0.005mg/1以下	水域類型ごと に指定する水 項或
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）水産1種、水浴及びIII以下の 欄に掲げるもの	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/1以下	0.03mg/1以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/1以下	0.1mg/1以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目 の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄
 水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキササン 抽出物質 (注分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN /100ml以下	検出されない こと。	水域類型ごと に指定する水 域
B	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以上	-	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以上	-	-	

備考
水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/1以下	0.02mg/1以下	水域類型ごと に指定する水 域
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/1以下	0.03mg/1以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下	
IV	水産3種工業用水 生物生息環境保全	1mg/1以下	0.09mg/1以下	

備考
1基準値は、年間平均値とする。
2水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

参考資料

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号、平成5年環境庁告示第19号改正、平成6年環境庁告示第5号改正、平成6年環境庁告示第25号改正、平成7年環境庁告示第19号改正、平成10年環境庁告示第21号改正、平成13年環境省告示第16号改正)

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	検液11につき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水11につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液11につき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液11につき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液11につき0.05mg以下であること。	
砒素	検液11につき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液11につき0.0005mg以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液11につき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液11につき0.002mg以下であること。	
1, 2-ジクロロエタン	検液11につき0.004mg以下であること。	
1, 1-ジクロロエチレン	検液11につき0.02mg以下であること。	
シス-1, 2ジクロロエチレン	検液11につき0.04mg以下であること。	
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液11につき1mg以下であること。	
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液11につき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液11につき0.03mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液11につき0.01mg以下であること。	
1, 3-ジクロロプロペン	検液11につき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液11につき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液11につき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液11につき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液11につき0.01mg以下であること。	
セレン	検液11につき0.01mg以下であること。	
ふっ素	検液11につき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液11につき1mg以下であること。	

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号、平成10年環境庁告示第23号改正、平成11年環境庁告示第16号改正)

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01mg/l以下	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l以下	
六価クロム	0.05mg/l以下	
砒素	0.01mg/l以下	
総水銀	0.0005mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
四塩化炭素	0.002mg/l以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
シス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	
シマジン	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
ふっ素	0.8mg/l以下	
ほう素	1mg/l以下	

(5) 騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(平成10年環境庁告示第64号、平成12年環境庁告示第20号改正)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午前10時から翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として右表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)。
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

[備考] 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

(参考) (平成11年徳島県告示第176号、平成13年徳島県告示第163号改正、平成13年徳島県告示第229号改正)

地域の類型	指定地域	
A	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、那賀川町、羽ノ浦町、日和佐町、松茂町、北島町、池田町	左記5市7町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住居集合地域(丈六団地、東急しらさぎ台、市営応神団地等、市営不動団地等、富吉団地等(以上徳島市)、市営矢倉団地、リュウネの森等(以上鳴門市)、あすみが丘団地(羽ノ浦町)、北島グリーンタウン(北島町))
B	同上	左記5市7町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。
C	同上	左記5市7町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 都市計画法の用途地域及び団地造成地のうち、A類型には専ら住居の用に供される地域、B型には主として住居の供される地域、C類型には相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域をあてはめています。

イ 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第154号、平成5年環境庁告示第91号改正、平成12年環境庁告示第78号改正)

地域の類型	基準値 (単位WECPNL)
I	70以下
II	75以下

- (注) 1 Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
 2 各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年環境庁告示第68号、平成14年環境省告示第46号改正)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年平均値)
水質	1pg-TEQ/l以下(年平均値)
底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pgTEQ/g以下

(注) 底質の環境基準については、平成14年9月1日から適用